吹田サスティナブル・スマートタウン SST公園 使用規約

第1条(総則)

(仮称)吹田市岸部中5丁目プロジェクト(以下「吹田SST」という)内の都市公園 (以下「SST公園」という)は、地域住民に親しまれ交流が生まれる場として機能する こと、人々のくらしアップデートに繋がることを目的とした先進技術の実証フィールドと して活用することを目的として整備、運営する。

第2条(目的)

この規約は、SST公園の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第3条 (用語の定義)

この規約において、次の各号とおり用語の定義を定める。

(1) SST公園

吹田SST内に設置されている公園であり、吹田市都市公園条例に基づく公園施設 設置許可申請により整備し、管理運営が行われる公園。

この公園の名称は「Suita Suitable square」という。

(2) T MO

公園施設設置許可申請を行い、SST公園の管理運営を行うタウンマネジメント機関。この機関の名称は「一般社団法人 Suita SST タウンマネジメント」という。

(3)専用使用

イベント等を行うために、決められた範囲を一時的に貸し出す使用形態であり、T MOの使用許可を得たうえで、許可を受けた範囲での使用が可能。

(4)貸出備品

吹田SST内の決められた場所での使用に限り貸し出しが可能な、TMOが所有する備品。(別紙1)

(5)TMスペース

吹田SST内の単身者共同住宅1階に設置されており、TMOが管理運営するスペース。この施設の名称は「Suita SST base」という。

第4条 (禁止事項)

SST公園を使用する者は、SST公園敷地内において、次の各号の行為をしてはならない。

(1)財産の保全関すること

ア. 工作物や設備を破損し、または汚損すること。

- イ. 植物を伐採したり採取すること。
- ウ. 土地の形質を変更したり汚損すること。
- エ. 床の油シミや施設の破損、また風船や紙吹雪など周辺へ飛散するといった、 イベント終了後の原状復帰が困難であると予想される行為。

(2)他者へ迷惑をかける行為や危険な行為

- ア. 鳥獣魚類を捕獲、殺傷、または飼育すること。
- イ.ペットの放し飼い(ノーリード)やロングリードを使用すること。
- ウ.ペットの排泄物を放置すること。
- エ. 危険なボール遊びや、ボールを使用した危険な行為。
- オ. ローラースケートやスケートボードなどの滑走。
- カ. 私有地に立ち入ること。
- キ. 打楽器や生ドラムの演奏、その他大きな音を発する行為。
- ク、アンプやスピーカー等による過度な音響演出。
- ケ. 喫煙やバーベキューなど激しい臭いや煙が出る行為。
- コ. 花火や焚火など火気をもてあそんだり、その他危険な遊戯。
- サ. 過度な照明や電飾等の使用。

(3)地域のモラルに反すること

- ア. はり紙若しくははり札をし、または広告及びこれらに類するものの表示。
- イ. 使用許可申請の目的とは関係のないチラシ類の配布をすること。
- ウ. 政治や宗教色の強いイベント。
- エ. 反社会的勢力の利益になると認められる行為。
- オ、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがある行為。
- カ. その他、周辺地域の生活や事業活動に支障がある行為。

(4)申請手続きに関すること

- ア. 虚偽の申請による利用。
- イ. 他者へ転貸することを目的とした行為。
- ウ. TMOが許可をしていない車両の乗り入れ。
- エ. 指定された場所以外の場所への車両の乗り入れ、または停車をすること。

第5条(使用時間等)

SST公園を専用使用する場合の使用時間は、原則午前10時から午後16時までとし、半日もしくは1日単位で使用できるものとする。ただし、使用の目的や内容に応じ、TMOが適切と認めた場合は、使用時間を変更できるものとする。

第6条(専用使用許可申請)

1. SST公園を専用使用しようとする者は、電子メールでSST公園専用使用許可申請

書(様式1)をTMOに提出するか、ウェブサイト上の申請フォームより申請し、専用使用許可を受けなければならない。

2. 専用使用許可を受けた後に、使用目的その他の申請内容に変更が生じたときは、直ちにその旨をTMOに申し出て、新たに許可を受けなければならない。

第7条(申込期間)

専用使用許可申請は、原則使用日の2か月前の日から7日前までに受付を行う。

第8条(専用使用許可)

- 1. TMOがSST公園の専用使用を許可したときは、電子メールにより申請者に通知する。
- 2. 専用使用方法については、あらかじめTMOと協議し、その指示に従わなければならない。

第9条(専用使用許可の取消し)

専用使用許可を受けた者は、SST公園使用許可を受けた後に使用しなくなったときは、直ちにその旨をTMOに申し出て、取消しの手続きを行わなければならない。

第10条(当日の使用手順)

- 1. 専用使用許可を受けてSST公園を使用する場合、使用当日は、SST公園専用使用 許可申請書をTMスペースでTMO職員に提示し、確認を受けてから使用しなければ ならない。
- 2. 貸出備品を使用する者は、TMOから倉庫の鍵を預かり、必要な備品を取り出し使用することが出来る。
- 3. SST公園の使用後は、この使用規約に従って速やかに原状に復するとともに、TM Oの確認を受ければならない。
- 4. S S T 公園の備品を使用した者は、備品を所定の場所に返却するとともに、倉庫の鍵を T M O に返却しなければならない。

第11条 (専用使用の不許可)

次の各号の一に該当するとき、もしくは第4条に定める禁止事項に抵触する恐れがある と判断する場合は、その専用使用を許可しない。

- (1) TMOの管理上支障があるとき。
- (2)公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3)政治活動に利用するおそれがあるとき。
- (4) 宗教活動に利用するおそれがあるとき。

- (5)企業・団体・個人等の営業活動や活動目的に合致しない行為を行うとき。
- (6)その他、TMOが不適当と認めるとき。

第12条 (専用使用許可の変更)

- 1. 次の各号の一に該当するときは、TMOは使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (1)使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - (2)使用許可時の条件に違反したとき。
 - (3)災害その他の不可抗力により使用できなくなったとき。
 - (4)その他、TMOが特に必要と認めるとき。
- 2. 前項の措置によって損害が生じることがあっても、TMOはその責を負わない。

第13条(遵守事項)

使用許可を受けてSST公園を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) S S T公園へ車両の乗り入れをする場合は、予め、TMOと協議を行うこと。なお、 車両の乗り入れにおいては、近隣の住民、事業者、店舗への影響を配慮し、通行人 の安全を最優先とすること。
- (2) S S T 公園に設置されている電源を使用する場合は、電源ボックスの蓋を開けたまま 放置しないこと。また、電源コードはテープで養生するなどして、通行人が足を引っ かけることが無いよう設えること。
- (3)障害物になりうる物や危険物を通行人が通る場所に放置しないこと。
- (4)テントなどの吹き飛ぶ可能性のあるものは、必ず飛散しないよう防止策を講じること。
- (5)周辺施設のトイレ等、使用者によって汚損した場合は、使用者が責任をもって清掃、補修すること。
- (6)物資等を運搬する際、タイヤのついていないものは必ず持ち上げて運搬すること。

第14条 (原状復帰)

使用者はSST公園の使用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。 原状復帰の範囲は、使用により発生したゴミの持ち帰り、汚れた場合の床や備品の清掃、 備品の定位置への片付けをいう。

第15条(損害賠償)

S S T 公園の使用に際し、来場者、通行人又はTMOの物品、工作物等に対し、自己の 責に帰すべき事由により損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

第16条(使用料)

1. 専用使用の使用許可を受けた者は、以下に定める使用料をTMOへ納付しなければならない。

(税込)

種別	貸出面積	貸出単位	個人が使用する場合		企業・団体が 使用する場合	
	の目安			吹田 SST 居住者		吹田 SST 事業者
全面	約 560 ㎡	1日 (10:00-16:00)	15,000 円	10,000 円	40,000 円	20,000 円
1/2 面	約 280 ㎡	1日 (10:00-16:00)	6,000 円	3,000 円	30,000 円	15,000 円
1/3 面	約 187 ㎡	1日(10:00-16:00)	5,000 円	2,500 円	10,000 円	5,000 円
		3時間 (10:00-16:00の間)	3,000 円	1,500 円	6,000円	3,000 円

- 2. TMOは、前条に関わらず、希望する者との個別協議により、別途使用料の取り決め を行うことができる。
- 3. 貸出備品の使用料については、別紙1のとおりとする。

第17条 (TMOの免責)

TMOは天変地変、火災、盗難、その他事由の如何を問わず、使用者が被った損害について一切の責を負わないものとする。

第18条 (TMOの協働)

- 1. SST公園の管理運営については、TMOにおいて協議を行うこととする。
- 2. TMOは、協議での意見・提案を踏まえ、SST公園の管理運営を行うこととする。
- 3. この使用規約は必要に応じてTMOで協議の上改訂および廃止することができる。

附則

この規約は、2022年4月1日より施行する。